

確定申告

早めの提出にご協力ください！

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

役場では、2月3日(月)から町・県民税の申告および所得税の還付申告を受付けます。

※申告書は国税庁ホームページで作成できます

所得税の申告が必要な人(主なもの)

- ① 事業所得、不動産所得、譲渡所得等がある人
・ 元年中の所得が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の所得控除の合計を超える人
- ② 給与所得者の場合
・ 給与の年間収入が2千万円を超える人
・ 給与を1か所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
・ 給与を2か所以上から受けている人で、「年末調整されなかった給与の収入」と「給与所得や退職所得以外の所得」との合計が20万円を超える人
- ③ 年金受給者の場合
・ 公的年金等に係る雑所得が、所得控除の合計を超える人
※ただし、公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告の必要はありません。
町・県民税のみ申告してください

所得税の還付が受けられる人(主なもの)

次のいずれかにあてはまる人は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ① 給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整をしていない人

申告に必要なもの

- ① 印鑑(スタンプ式でないもの)
- ② マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード等
※扶養親族のマイナンバーも必要です
- ③ 本人確認書類(運転免許証、保険証、パスポート等)
※マイナンバーカードをお持ちの人は不要です
- ④ 「確定申告のお知らせ」のはがき(届いた人のみ)
- ⑤ 給与、年金、外交員報酬等がある場合
・ 源泉徴収票、報酬等の支払調書(原本)
- ⑥ 配当所得がある場合
・ 支払通知書、特定口座年間取引報告書等
- ⑦ 営業、農業、不動産所得の申告をする場合
・ 記載済の収支内訳書
- ⑧ 医療費控除を受ける場合
・ 領収書や医療費通知をもとに作成した医療費控除の明細書もしくはセルフメディケーション税制の明細書
- ※元年分の確定申告までは領収書の添付または提示によることもできます
- ⑨ 社会保険料(国民年金、国民健康保険税等)、生命保険料、地震保険料控除を受ける場合
・ 払込証明書
- ⑩ 障害者控除を受ける場合
・ 障害者手帳
・ 障害者控除の対象となる要介護認定者は「障害者控除対象者認定書」
- ⑪ 寄附金控除を受ける場合
・ 領収書、証明書等
- ⑫ 住宅借入金等特別控除を受ける場合
◎ 初めて控除を受ける人
役場では申告の受付ができません。説明会が行われますので、詳細につきましては下記「住宅借入金等特別控除申告説明会」をご覧ください。

住宅借入金等特別控除申告説明会

元年中に住宅を取得し、一定の要件に該当する人を対象に説明会を実施します。
一定の要件および必要書類は QR コードから名古屋国税局ホームページにてご確認ください。住宅借入金等特別控除を受けるために必要な書類をご持参した人は、確定申告書の作成および提出が可能です。

日 時 2月12日(水)～14日(金)
9:00～17:00(受付終了16:00)
※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります

場 所 住吉福祉文化会館
問合せ 半田税務署



役場では申告受付ができない人(主なもの)

- ◎ 2回目以降の控除を受ける人
・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
・ 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
- ⑬ 所得税の還付金を受取る場合
・ 申告者本人名義の振込先金融機関名、預金の種類、口座番号が分かるもの
- ① 青色申告の人
- ② 初めて営業等事業所得や農業所得の申告をする人
※2回目以降でも、内容により受付できないことがあります
- ③ 分離課税所得の申告を要する人(土地等および株式等の譲渡所得、申告分離課税を選択する配当所得、先物取引に係る所得のある人等)
- ④ 所得税の税額控除を受けようとする人
※住宅借入金等特別控除(2年目以降)、配当控除、寄附金特別控除は受付できません
- ⑤ 贈与税、相続税の申告および個人事業者で消費税申告を希望する人
- ⑥ 更正の請求を行う人

要介護認定を受けている人

元年12月31日現在、要介護認定を受けている人は、障害者控除が受けられる場合があります。要介護認定を受けていても身体等の状態により、対象外となる場合があります。対象者には「障害者控除対象者認定書」を1月中旬に役場福祉課から送付します。



おむつ使用証明書

前年までに医師より「おむつ使用証明書」の発行を受けた人で、元年12月31日現在、要介護認定を受けている人は、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代わり、役場福祉課で医療費控除に使用する証明を受けられる場合があります。詳しくは、役場福祉課へお問合せください。

国民健康保険の医療費通知

元年分の医療費通知は医療費控除の申告に使用できます。医療費通知は2月中旬に送付します。

保険料等の支払明細書(申告用)

社会保険料控除に使用する各保険(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)の元年分支払明細書(普通徴収分)は、あわせて1月中旬に送付します。



申告会場

● 住吉福祉文化会館(半田市宮路町53)

受付内容

所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税

期間・受付時間

2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、振替休日は除く
9時00分～16時00分

※2月24日(振替)・3月1日(日)は受付できません

※会場の混雑状況等により、早めに受付を終了することがあります

● 役場第5会議室

受付内容

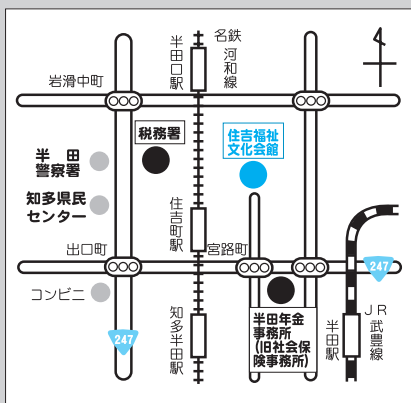
町・県民税、一部の所得税

期間・受付時間

2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、振替休日は除く
9時00分～12時00分、13時00分～16時00分

※還付申告、および町・県民税の申告(住宅借入金等特別控除を除く)は2月3日(月)から受け付けます

※例年、午前の早い時間帯は大変混み合います。混雑状況等により、待ち時間が長くなる場合があります。また、午前に来られた場合でも午後からの申告受付となる場合があります



税についての相談は
半田税務署 ☎21-3141
音声案内「0」番
(受付時間 8:30～17:00)
※土・日曜日、祝日は除く